



信金中央金庫

SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No. 2022-48

(2022. 7. 4)

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

「地方公共団体実行計画制度」の実効性の確保に向けて

わらしな
薫品 和寿

ポイント

- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県および市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充が規定された。具体的には、都道府県は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとされた。また、市町村についても、都道府県と同様の対応が求められている。
- 地方自治体が地方公共団体実行計画を策定するにあたって、環境省は、「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を通じて、計画策定を支援するマニュアルやツールを提供している。マニュアルでは、省エネ等で努力した結果、最終的に必要となるエネルギー消費を再エネで調達するという一貫した考え方が示されている。
- 地方公共団体実行計画の策定にあたっては、「地域脱炭素ロードマップ」で言う「地域における合意形成」の観点から、「市民目線」は不可欠といえる。

1. 地方公共団体実行計画制度とは

2021年5月26日に、改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律）が成立した。本法の成立を受けて、同年10月に、地球温暖化対策計画が、前回（2016年5月13日）から5年ぶりに改訂され、閣議決定されている¹。

同法の大きなポイントの一つに、パリ協定²に定める目標および「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として明確に位置付けたことが挙げられる。また、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方自治体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取り組みやイノベーションを促進することも示された。すなわち、「脱炭素」の達成に向けて、国民を含むあらゆる主体の理解や協力が不可欠であることが明示されたといえる。

同法第21条第3項から第7項では、都道府県および市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充が規定された。都道府県は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとされた。また、市町村についても、都道府県と同様の対応が求められている。

本計画は、「事務事業編³」と「区域施策編⁴」の2種類で構成されている⁵。「事務事業編」の策定は、すべての地方自治体に義務付けられている。一方、「区域施策編」の策定は、都道府県および指

¹ 環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>)を参照。

² 産業企業情報 No.2022-1(2022年4月19日発行)の2(1)に詳述。

³ 事務および事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画(地方自治体自身の排出量の削減計画)のこと。

⁴ 区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等のための総合的な計画(地方公共団体の区域全体の排出削減計画)のこと。

⁵ それぞれの策定・実施マニュアルについては、環境省ホームページ(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html)を参照。

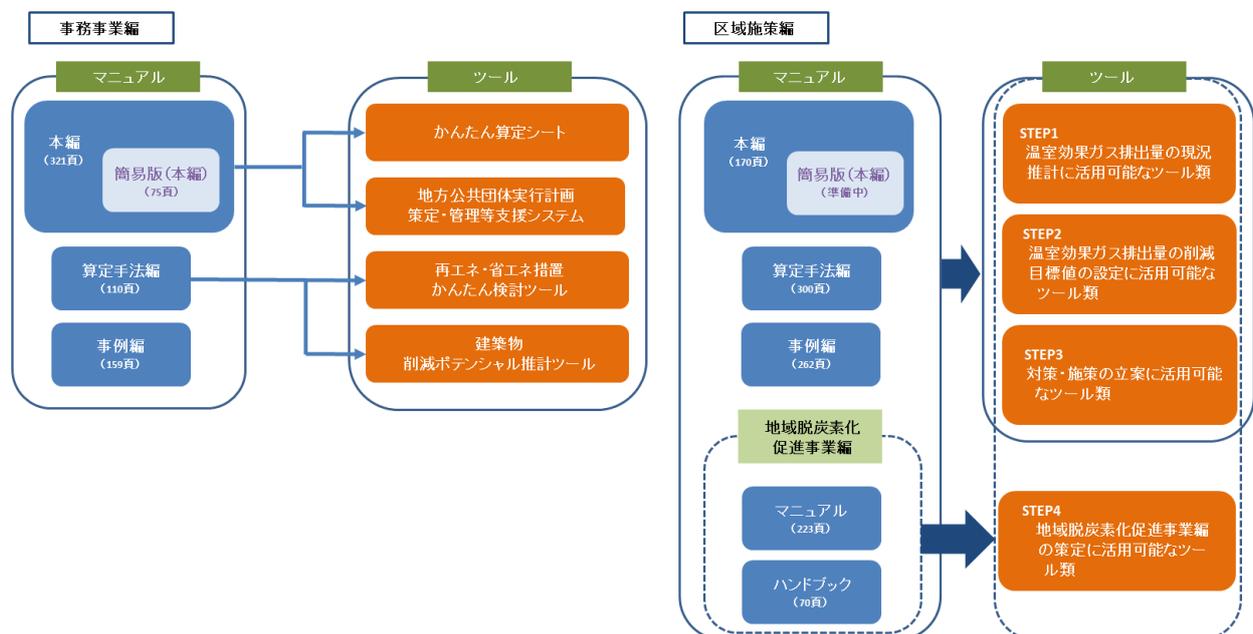
定都市⁶や中核市⁷に義務付けられ、これら以外の市町村については努力義務とされた。環境省が公表する 2021 年 10 月現在の策定状況を見ると、義務付けられている都道府県および指定都市、中核市では、策定率 100%を達成している。

2. 地方公共団体実行計画の策定支援ツール

地方自治体が地方公共団体実行計画を策定するにあたって、環境省は、「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト⁸」を通じて、計画策定を支援するマニュアルやツールを提供している（図表 1）。事務事業編および区域施策編のマニュアル本編は、それぞれ表紙を含めて 321 頁および 170 頁と膨大であるため、小規模な市町村向けにコンパクトにまとめた簡易版（区域施策編は準備中）が提供されている。また、地域の環境保全と地域経済の持続的発展に資する再エネを活用した脱炭素化の取組みに対しては、区域施策編において、地域脱炭素化促進事業編として、マニュアルとハンドブックが提供されている。

磐田（2022）によると、これらマニュアルで貫いている考え方は、「茅方程式⁹」（図表 2）に集約される。茅方程式は、「快適性を削る省エネは市民の理解が得られず普及しにくい → 快適性を維持しつつエネルギー必要量を減らす → エネルギー消費の効率を改善 → 努力をしても発生してしまうエネルギー消費については脱炭素エネルギー（再エネ）で供給」といった考え方である。すなわち、当初の計画段階から再エネ導入に飛びつくのではなく、省エネ等で努力した結果、最終的に必要となるエネルギー消費を再エネで調達するという考え方が示されているといえよう。

（図表 1）地方自治体実行計画の策定・実施マニュアルおよびツールの一覧



（注）頁数は表紙を含む。

（備考）環境省ホームページを基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

⁶ 地方自治法で「政令で指定する人口 50 万以上の市」と規定されている都市のこと。

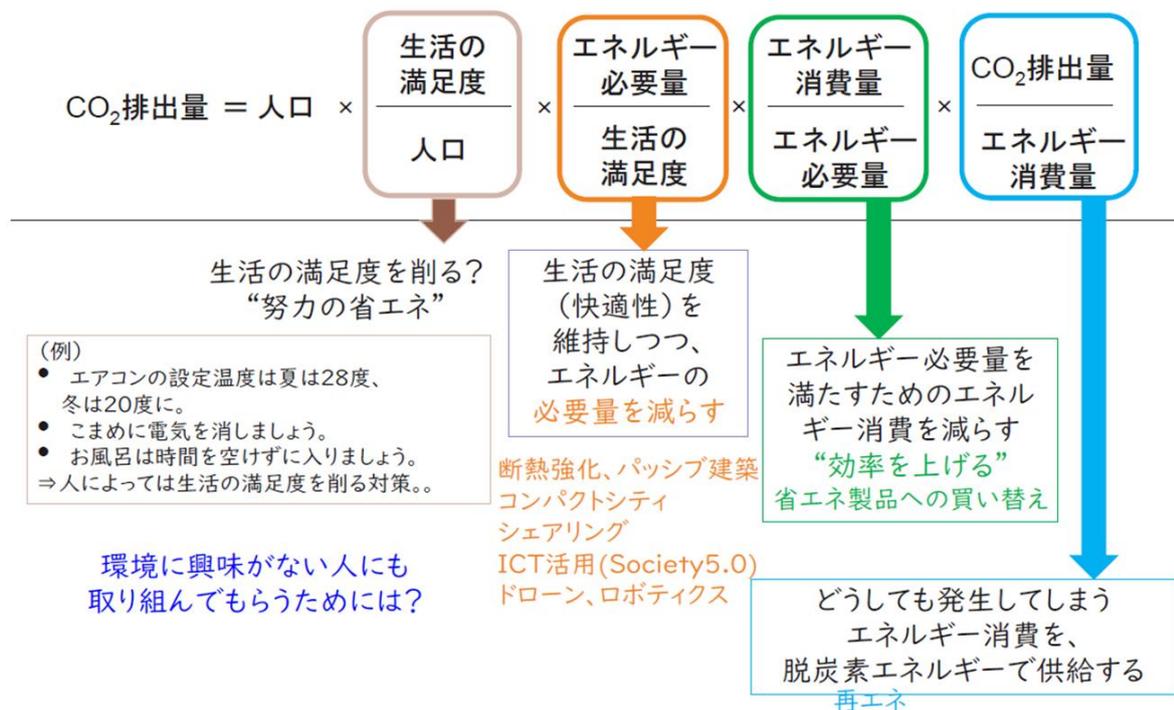
⁷ 指定都市に準ずる都市として位置づけられ、「政令で指定する人口 20 万人以上の市」と規定されている都市のこと。

⁸ 詳細は、環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/) を参照。

⁹ 東大名誉教授の茅陽一先生が発案した地球温暖化対策を評価する公式のこと。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されていますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

(図表 2) 二酸化炭素排出量削減の構造的な考え方



(出所) 磐田 (2022) p. 3

3. 地方公共団体実行計画制度の実効性の確保に向けて

2021年6月9日に開催された第3回国・地方脱炭素実現会議において、「地域脱炭素ロードマップ」が公表された¹⁰。本ロードマップでは、具体的な取組みの一つとして、地域における再生可能エネルギーの導入拡大が鍵を握ることを挙げている。地方自治体における再エネ導入では、「地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する」という観点が重要である。この観点から、上述した地域脱炭素化促進事業編のマニュアルとハンドブックは策定されている。

地方公共団体実行計画の策定にあたっては、再エネ施設等のハード面に目が囚われがちになる。しかし、磐田(2022)は、気候市民さっぽろ2020(札幌市)や脱炭素かわさき市民会議(川崎市)の事例を挙げて、市民を巻き込む仕組みづくりが極めて重要であると強調している。「地域脱炭素ロードマップ」で言う「地域における合意形成」の観点から、「市民目線」は不可欠といえる。

「地域脱炭素」の取組みでは、より多くのステークホルダー(関係者等)を巻き込んで検討し展開していかなければならないことから、この中で、地域金融機関としての信用金庫に求められる役割は決して小さくないだろう。

以上

<参考文献>

- ・ 磐田朋子(2022年6月28日)「脱炭素社会の実現を目指した計画づくりの考え方と具体的な方策」芝浦工業大学システム理工学科環境システム学科
- ・ 環境省ホームページ

¹⁰ 内閣府ホームページ(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/index.html>)を参照。